

北九州市上下水道局給水装置等工事資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、給水装置及び受水槽以下の設備（以下「給水装置等」という。）の新設又は改良の工事に必要な資金を融通することにより、その工事の実施を促進し、もって赤水、出水不良、未給水地区等の解消を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 北九州市水道条例(昭和38年条例第119号以下「条例」という。)第3条に規定するものをいう。
- (2) 受水槽以下の設備 水道水を受水するために設けられた水槽及びこれから給水するために設けられた設備をいう。

(資金の預託)

第3条 上下水道局長（以下「局長」という。）は、この融資制度を実施するため、予算に定める範囲内で一定金額の資金を局長が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(融資金の範囲)

第4条 金融機関は、前条の規定により局長が預託した資金の額にそれと同額以上の自己資金を加えた金額の範囲内で、次条に定める工事に必要な資金の融通を行うものとする。

(融資の対象工事)

第5条 融資の対象となる工事は、次の各号に掲げるもので、これに要する費用が5万円以上のものとする。

- (1) 老朽した給水装置を改良する工事
- (2) 給水装置を共同で使用している者が各戸に専用の給水装置を新設する工事
- (3) 受水槽以下の設備を新設又は改良する工事
- (4) 私道又は配水管が布設されていない公道に給水装置を新設する工事
(宅地内に係るものを除く)
- (5) 給水装置が設置されていない住宅に給水装置を設置する工事

(融資の対象費用)

第6条 融資の対象となる費用は、前条に定める工事に要する費用のうち、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 労力費

- (3) 材料費
- (4) 運搬費
- (5) 口径別納付金
- (6) 設計審査及び工事検査手数料
- (7) 工事監督費
- (8) 間接経費
- (9) その他局長が必要と認める経費

(融資の対象者)

第7条 融資を受けることができる者（以下「融資対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 給水装置等の所有者であること。
- (2) 毎月の収入額（給与明細書等により証明された年間の収入額の12分の1に相当する額）が、融資を受けた資金（以下「融資金」という。）に係る毎月の償還金の額の10倍以上あること。ただし、次条第1項第1号の規定による融資を受ける場合においては、この限りではない。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(共有施設に係る融資の形態)

第7条の2 共同で所有する給水装置等（新設しようとする場合のものを含む。以下「共有施設」という。）に係る工事の融資を受けようとする場合は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 共有施設の所有者（以下「共有者」という。）が、共同で工事費を負担し、共同で受ける融資（以下「共有施設総代人融資」という。）。
- (2) 共有施設の共有者が、各人の負担額について共有者個人で受ける融資（以下「共有施設個人融資」という。）。

2 共有者が前項第1号の融資を希望する場合、共有者のうちから総代人を選定しなければならない。

3 前項に規定する総代人を変更しようとするときは、あらかじめ局長に届け出なければならない。

(連帯保証人)

第8条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、連帯保証人1人をたてなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 北九州市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、申込者と同等以上の償還能力

があると認められる者であること。

(2) 当該工事に係る共有者でないこと。

- 3 融資を受けている者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人が死亡したとき又は前項に規定する要件を欠くに至ったときは、新たに連帯保証人をたて、直ちに局長に届け出なければならない。

（融資額）

第9条 融資の額は、申込者1人につき5万円以上50万円以下とする。

- 2 共有施設総代人融資の場合の融資額は、当該工事に係る融資対象者が融資を受けることのできる額の合計額とする。ただし、当該工事1件につき、2,500万円を限度とする。

- 3 共有施設個人融資の場合において、当該共有施設に係る融資の合計額は、2,500万円を超えることはできない。

（融資の条件）

第10条 融資の条件は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|--|
| (1) | 融資の利率 | 年度当初における住宅金融支援機構の基準金利を超えない範囲で、局長と金融機関が定めた利率とする。 |
| (2) | 償還期間 | 融資額が15万円以下のとき、2年以内。15万を超え50万以下のとき、5年以内。共有施設総代人融資で50万円を超えるとき、10年以内 |
| (3) | 償還方法 | 毎月の元利均等償還とし、融資を受けた日の属する月の翌月から償還を開始する。ただし、融資金の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。 |
| (4) | 延滞金 | 償還すべき金額にその償還すべき日の翌日から償還した日までの期間の日数に応じ、年14パーセントの割合を乗じて得た額とする。 |

（融資の申込み）

第11条 申込者は、別に定める融資申込書に必要事項を添えて局長に提出するものとする。

- 2 融資申込書の受付期間は、毎月1日から10日までとする。

（福岡県警察への照会）

第12条 上下水道局は申込者が第7条第3号の要件を満たしていることを、福岡県警察に照会し、確認するものとする。

(金融機関の責務)

第13条 金融機関は、融資後の融資金に関する一切の責任を負うものとする。

2 金融機関は、毎月の末日現在における融資状況を翌月10日までに局長に報告するものとする。

(重複融資の禁止)

第14条 借受人は、その融資金の償還が終わるまで、この制度による新たな資金の融資を受けることができない。

(融資金の一時返還)

第15条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、返済制限をまたずに融資金に係る未償還金を一時に返還しなければならない。

(1) 融資を受けて給水装置工事をした家屋を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

(2) 融資を受けた給水装置等を他人に譲渡し、又は廃止したとき。(給水装置を局長に無償譲渡した場合を除く。)

(3) 虚偽その他不正の方法により融資を受けたとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、昭和54年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和59年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。